

岩手県告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年1月29日次のとおり委託した。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等 又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
株式会社テレビ岩手	岩手県盛岡市内丸2番10号	物価高騰対策賃上げ支援金の支出	令和8年1月26日	令和8年1月29日から 同年12月25日まで